

鹿追町監査委員公表第1号

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第17条の規定により公表します。

令和4年4月1日

鹿追町監査委員 野 村 英 雄

鹿追町監査委員 塙 淳 賢 治

鹿 蓋 号  
令和4年4月1日

鹿追町長 喜井知己様

鹿追町議会議長 吉田 稔様

鹿追町国保病院長 林 修也様

鹿追町監査委員 野村英雄

鹿追町監査委員 塙渕賢治

## 令和4年度隨時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による隨時監査を実施したので、同条第9項及び鹿追町監査委員監査基準第14条の規定により、その結果を次のとおり提出します。

## 1 監査の概要

- (1) 監査実施内容 国保病院薬品管理について
- (2) 監査実施期間 令和4年4月1日
- (3) 監査方法 薬品リストから薬品を抽出し、その数量及び管理について調査し、適宜に担当者の説明を求め実施した。

## 2 監査の結果

令和3年度より院外薬局へ変更になったため薬品の量は減少していた。

麻薬類については、例年保健所の立ち入り検査が行われるが、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響により検査されていないため、監査対象とした。

麻薬類は3重の施錠により保管されているが、期限切れの薬品が4種類あった。保健所立ち合いのもと適切に処理することとなっているため、対応を求める。

麻薬類は譲渡証及び譲受証を発行し、麻薬管理者が管理していることを認めた。

通常の薬品については、数量及び管理状況は適正と認める。

また、詰所・外来に保管している薬品については、新型コロナウイルス感染防止のため立ち入り検査を控えた。

医業収益に対する薬品費は令和3年度においても毎月29%前後であり、変化がないことを確認した。

薬品は無駄のない仕入れと厳密な管理により破棄・破損のないよう努めなければならない。